

## 1 法改正の概要

- (1) 年度計画及び年度評価の廃止
- (2) 中期計画の記載事項に下記に関する指標を追加
  - ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況
  - ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況



本県は、次期中期目標の期間(R6~R11)から適用

【参考:国立大学法人法改正の趣旨】世界の有力大学と伍していくため、新たな投資を呼び込み、真の経営体に転換する(自律的に経営すること)を目指し、社会への説明責任が確保されることを前提として、毎年度の年度評価を廃止する。

## 2 検討課題

### (1) 外部機関(法人評価委員会)による事後チェック機会の減少

- ・評価委員会による法人の教育研究や運営に関する評価(事後チェック)の機会が減少する(6年間で8回→2回(中間・最終))。
- ・法人の教育研究活動や業務運営の透明性及び評価の継続性を引き続き担保するため、①年度評価に代わる措置を検討する必要がある。

### (2) 議会への報告

- ・知事は、評価委員会が行う業務実績評価書(年度評価)について、議会に報告を行っている。
- ・年度評価廃止に伴い、②議会への報告のあり方について検討する必要がある。

## 3 対応方針

### (1) 検討課題①:年度評価に代わる措置について

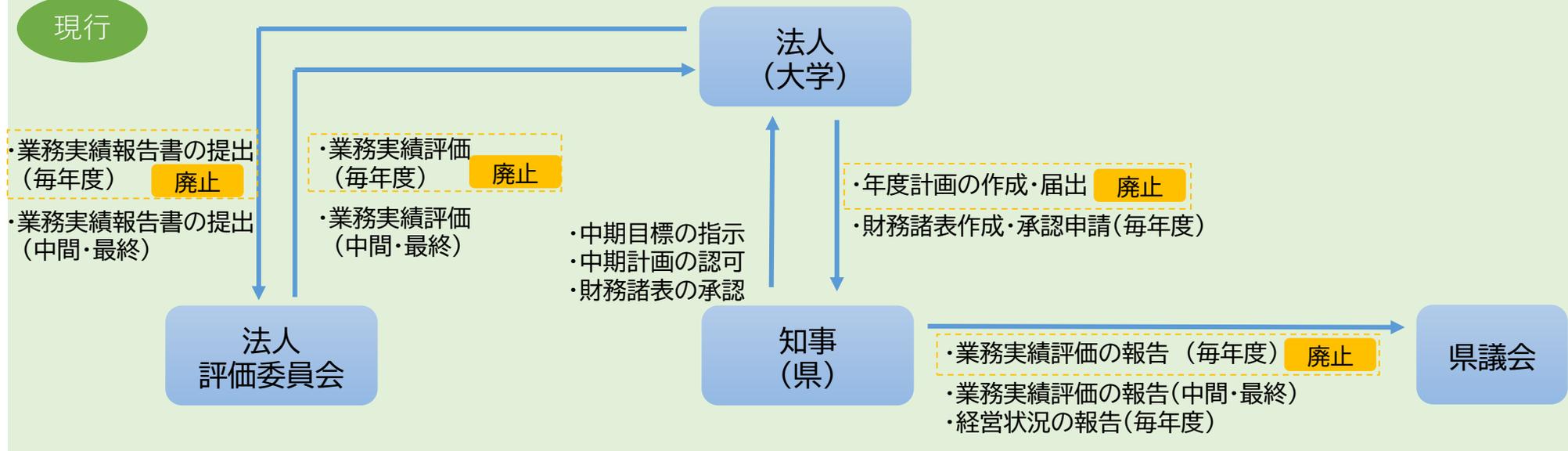
- ・評価の継続性を担保するため、評価委員会は毎年開催する。
- ・年度評価の代替措置として、下記のとおり対応する。
  - ① 法人は毎事業年度における自己点検・評価報告書を作成し、県へ提出する。
  - ② 県は、当該自己点検・評価報告書及び県議会へ報告する「経営状況を説明する書類」を評価委員会へ報告する。

### (2) 検討課題②:議会への報告について

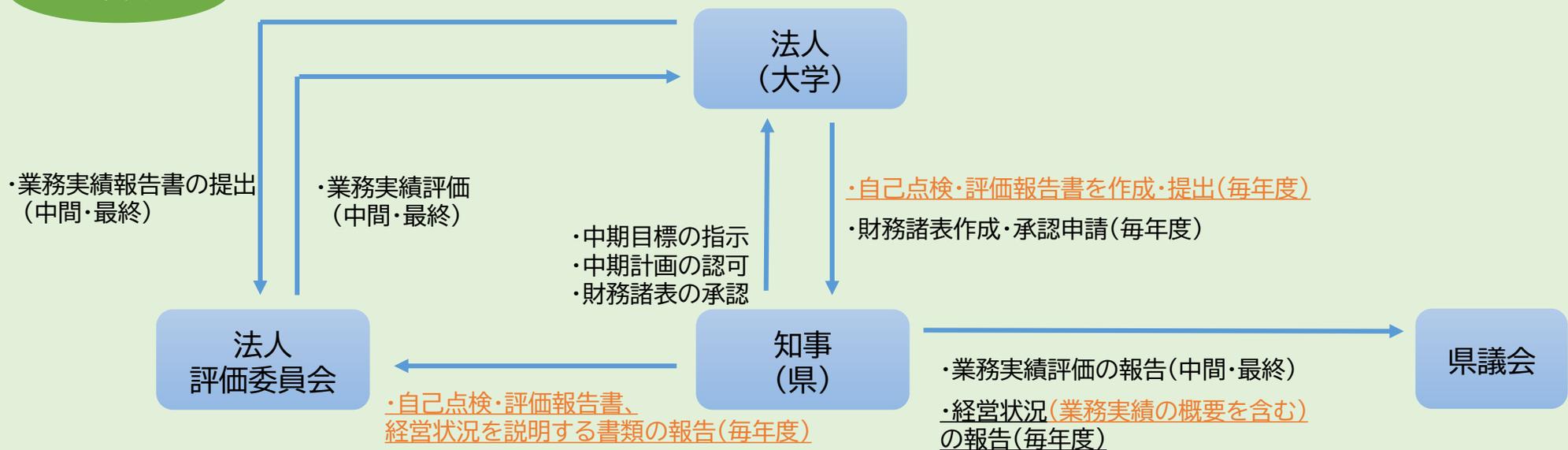
- ・現在、毎年度、業務実績評価(年度評価)、及び「法人の経営状況を説明する書類」を報告している。
- ・改正後は、「法人の経営状況を説明する書類」の中に、自己点検・評価報告書を基に、業務実績の概要を記載し、報告する。

## 4 法人評価に係る各機関の関係

現行



R7年度～



## 5 今後の予定

### (1) 公立大学法人熊本県立大学定款の改正(12月議会に付議予定)

【改正内容】「年度計画」の文言を削除する。

#### 公立大学法人熊本県立大学定款(抄)

第17条 次に掲げる事項は、**理事会**の議を経なければならない。

(1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見**及び年度計画**に関する事項

第20条 **経営会議**は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見**及び年度計画**に関する事項のうち、法人の経営に関するもの。

第23条 **教育研究会議**は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見**及び年度計画**に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの。

### (2) 熊本県公立大学法人評価委員会条例の改正(12月議会に付議予定)

【改正内容】 評価委員会委員の任期を「2年」→「3年」とする。

#### 熊本県公立大学法人評価委員会条例(抄)

第3条 委員の任期は、**2年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
評価実施項目	最終評価				中間評価		最終評価
委員任期(現行)	2年		2年		2年		2年
委員任期(改正後)	3年			3年			3年

➡ R8～R9の間に就任した委員は評価を一度も行わないこととなる。

➡ 任期を3年とすることで、中間又は最終のいずれかの評価を必ず実施することとなる。

### (3) 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領の改正(3月の評価委員会で審議)

【改正内容】 年度評価に係る要領部分を削除する。